

「マンション学」掲載論文執筆要領

1998.12. 4 学術委員会決定  
2010.7. 6 一部改正

1. 投稿原稿登録の形態

(1) 投稿原稿は原則としてデータファイルにて提出し、図・表・写真などはデータを提出し、あわせて、レイアウトの概要が示されるものを別に提出する。印刷用の原稿は編集委員会によってレイアウト・表記等が変更となる場合もある。ただし、著者校正が行われる。

(2) 原稿の分量は、1 ページ約 1800 字 (22 字×42 行×2 段) として計算し、原稿枚数を厳守する。ただし、1 頁目はタイトルがあるため、約 1600 字 (22 字×32 行×2 段) として計算する。

(3) 大会特集号に発表する論文は、大会において口頭発表の義務がある。

2. 原稿の書式・規格と論文の校正

(1) 書き方とページ数の制限

論文種別	本文種	英文要約	キーワード	和文要約	基準ページ	超過ページ
A 審査付き部門	a 和文	あり	あり	なし	8 頁 <sup>1)</sup>	6 頁 <sup>1)</sup> 以内
	b 英文	なし	あり	あり	8 頁 <sup>1)</sup>	6 頁 <sup>1)</sup> 以内 <sup>1)</sup>
B 一般部門 <sup>2)</sup>	a 和文	なし	なし	なし	4 頁 <sup>1)</sup>	2 頁 <sup>1)</sup>
	b 英文	なし	なし	あり	4 頁 <sup>1)</sup>	2 頁 <sup>1)</sup> <sup>3)</sup>
C 指定部門 <sup>4)</sup>						

1) 和文要約 2 ページ分を含む。

2) 査読委員による論文内容の審査はない。ただし、書式等の審査を行う。

3) 超過ページは和文要約のためにのみ認められる。

4) 上記 A 又は B のいずれかに準ずる。

(2) 論文の校正

- a. 表題
- b. 氏名
- c. 英文要旨 (Abstract) (書き方種別 A a の場合のみ)
- d. キーワード (書き方種別 A a、A b の場合のみ)
- e. 所属機関・学位
- f. 本文
- g. 付録 (Appendix)、注 (Notes)、参考文献 (References)
- h. 和文要約 (書き方種別 A b、B b の場合のみ)

3. 表題と氏名

(1) 和文論文 (書き方種別 A a、B a) の場合は和文表題を先に、その下行に英文表題を、また英文論文 (書き方種別 A b、B b) の場合は英文表題を先に、その下行に和文表題を記載する。氏名も同じ順序で記載する。ただし、「判例評釈」の場合は英文表題を記載する必要はない。

(2) 大学紀要、研究所報告などにすでに発表済みのものは、その発表場所、時期を注記する。

(3) 共通する主題の下に連続して論文を発表する場合、表題は個々の論文内容を表現するものとし、総主題はサブタイトルとして、「その 1」「その 2」などと付記する。

(4) 表題・氏名欄の取り方は下記の通りとする。

- e. 英文表題はすべて大文字で記入する。
- f. 日本人の英字氏名は姓を先に、名を後にし、姓はすべて大文字打ちとし、名は先頭文字のみ大文字打ちとする。
- g. 氏名の後には「所属機関・学位」との対応を示す肩つき記号 (\*、\*\*...) をつける。1 名の場合には必要ない。

#### 4. 英文要旨 (書き方種別 A a の場合)

論文の内容の主要な点を 100 ワード以内にまとめる。

#### 5. キーワード (書き方種別 A a、A b の場合)

(1) 英文、和文ともに 3 ~ 5 語を選択する。

(2) 記載例

*Keywords : condominium, management, residents' needs, housing policy*

マンション、管理、居住者要求、住宅政策

#### 6. 所属機関・学位

(1) 論文の発表者全員の所属機関・職位・学位 (和文名、英文名) を明記する。

(2) 記載例

\* ○ 大学 □ 学部 教授・工博

*Prof., Faculty of..... Univ., Dr. Eng.*

#### 7. 本文

(1) 本文

原稿の組み方は以下の通りとする。

- a. 章と章の間は 1 行空白をとる。
- b. 各段落の最初は 1 文字空白をとる。
- c. 図・表・写真と本文の間は 1 行以上空白をとる。
- d. 図・表・写真の横には、原則として本文は組まない。

e. 注および参考文献の番号は、本文中の引用箇所  
に肩つき文字「1), 2)」のように明記する。

なお「判例評釈」については【事案の概要】【判旨の概要】【評釈】(又は【解説】等)の順に記述する。(マンション学第 31 号 56 頁以下を参照)

(2) 図・表・写真

原稿の組み方は以下の通りとする。

- a. 図・表の文字・記号などは印刷仕上りの大きさ (B 5 判) で十分に判読できる大きさとする。
- b. 図・表・写真には、内容を示す表題を必ずつける。句点「。」は省略する。
- c. 英文論文の表題は、英文で記載し、初語の頭文

字のみを大文字とし、その他は小文字を用いる。  
ピリオドは省略する。

d. 表題には、図・表・写真ごとに通し番号をつける。このとき、章ごとに分けることはせず、「〈図 1〉、〈図 2〉...」「〔表 1〕、〔表 2〕...」「[写真 1]、[写真 2]...」などと記入する。英文論文の場合は、「Fig. 1, Fig 2...」「Table 1, Table 2...」「Photo 1, Photo 2...」などと記入する。

e. 表題記入位置は、図・写真の場合は直下中央、表の場合は直上、左寄せとする。

(3) 写真はコピーを本原稿に貼り付け、デジタルデータあるいは写真 (プリント) の裏面に代表者名を記入したもの 1 枚を別添する。ネガフィルムは受け付けない。

#### 8. 引用・参照

(1) 法令

- a. 原則としてフル名称を用いる。
- b. 長い名称のものは、初出箇所でフル名称とし、その後は通常用いられる略語でよい。
- c. 条数には「第」は付さない (ただし、数字が重なるときは付す)。なお、法律番号および法律の編・章・節・款については「第」を付す。

〔記載例〕

民事訴訟法 368 条 1 項

商法 260 条ノ 2 第 1 項

民法 369 条 1 項・ 2 項

不動産登記法 74 条 ~ 76 条、不動産登記規則 157 条

- d. 法令を原文引用している場合でも、条数・項数・号数等および条文中の数字は算用数字に直す。
- e. 同一段落で、同一法律を引用する場合は、「同法 ○ 条」の表記とする。

(2) 判例

- a. 裁判所・裁判種類・年月日・(事件番号)・出典・(事件名)の順に、次のように表記する。

〔記載例〕

最判平 10・ 11・ 24 民集 52 卷 8 号 1737 頁  
大阪地判平 12・ 10・ 24 (平成 8 年(7)第 1210 号)

〔製パン器事件〕

名古屋高金沢支判平 10・ 7・ 23 判タ○○○号××  
頁〔○○事件〕

b. 小法廷を表記する場合は、小法廷番号を漢数字で  
表記する。

〔記載例〕

最二小判平 10・ 11・ 24 民集 52 卷 8 号 1737 頁

c. 出典の略称は、次のものを用いる。

民録 大審院民事判決録

民集 大審院民事判例集

最高裁判所民事判例集

裁判集(民) 最高裁判所裁判集民事

高民集 高等裁判所民事判例集

東高(民)時報

東京高等裁判所民事判決時報

下民集 下級裁判所民事裁判例集

家裁月報 家庭裁判月報

新聞 法律新聞

判時 判例時報

判タ 判例タイムズ

金法 金融法務事情

金商 金融・商事判例

d. 既出の判例を引用する場合は、「前掲・最判昭  
10・ 11・ 24」のように表記する。

## 9. 注および参考文献

(1) 注および参考文献は、本文の後にそれぞれ使用順  
に番号をつけ、まとめて掲載する。注には文末に  
「。」を付す。

(2) 参考文献の記載方法は以下の通りとする。

a. 論文などの場合、「著者名、表題、誌名、Vol.、  
No.、掲載ページ、発行年月」の順。

b. 単行本の場合、「著(編)者名、書名、発行所

名、発行年」の順。

c. 著者名は必ず姓名を記す。著者が多い場合は、筆  
頭者以外の連名者を「ほか」と省略してもよい。

d. 英文論文の場合、著者名は姓を先に記す。また、  
連名者は「et al.」で省略することもできる。

e. 発行年月は、西暦で「(1998.10)」「(1998.11)」  
のように記す。

(3) 文献は、一般に公表されているものとする。

(4) 図・表・写真などの引用・転載にあたっては、著  
者の責任において原著者などの著作権所有者から許  
可をとらなければならない。

## (5) 記載例

a. 参考文献

1) 鈴木克彦「住戸内リフォームによる高経年住宅  
団地の再生の試み- 建築廃材のリユースによる住  
戸改修実験プロジェクト」本誌 30 号 78~81 頁  
(2008.4)

2) 稲本洋之助=鎌野邦樹『マンションの裁判例』  
45 頁(有斐閣、1996)

3) Hayashi,C.:” Q uantitative Social Research  
Belief Systems,the Way of Thinking and  
Sentiment of Five Nations ,Behaviormetrica,V  
ol.19,No.2,pp45-54 1992.6

b. 注

1) ドイツ法の規定は、前述したとおりであるが、  
その解釈(判例・学説)・運用に関して筆者は現  
時点では調査していない。今後の課題としたい。

## 10. 和文要約(書き方種別 Ab、B b の場合)

(1) 英文論文の場合、和文要約を論文の末尾につけ  
る。

(2) 和文要約は原稿用紙 2 ページ以内とする。

(3) 要約文中には図表を挿入せず、本文図表の参照引  
用にとどめる。